

地方独立行政法人広島市立病院機構の第3期中期目標の策定について

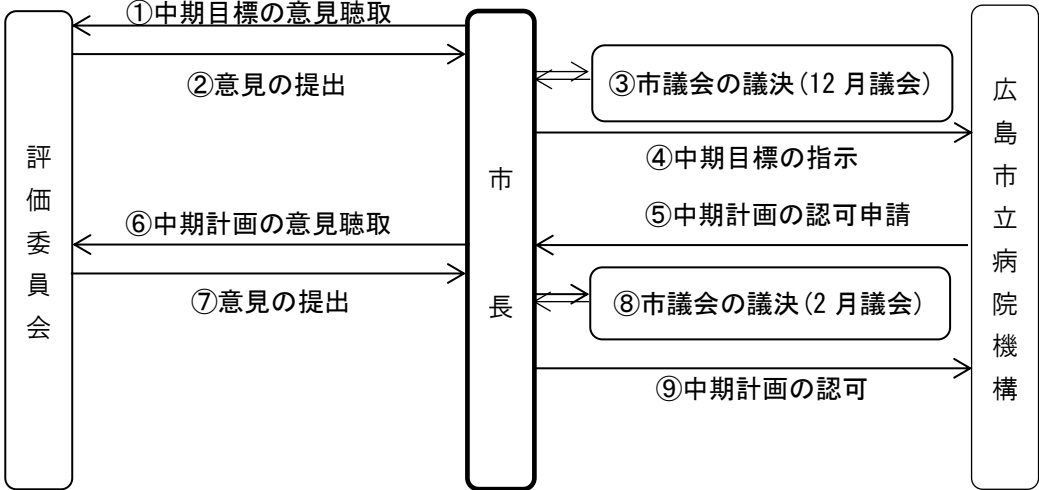
1 概要

地方独立行政法人制度においては、設立団体の長から地方独立行政法人に対し中期目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を作成し、計画的に業務を遂行していく仕組みとなっている。

市立病院機構の現行の中期目標（第2期）は、令和3年度までとなっていることから、令和4年度からの新たな中期目標（第3期）を策定する必要がある。

(1) 中期目標及び中期計画の策定の流れ

- ・市長は、中期目標の作成に当たり、あらかじめ評価委員会から意見を聴取し、議会の議決を経た上で中期目標を定め、広島市立病院機構に指示する。(①～④)
- ・広島市立病院機構は、指示を受けたときは、中期目標を達成するための中期計画を作成し、認可申請を行う。(⑤)
- ・市長は、提出された中期計画について、評価委員会から意見を聴取し、議会の議決を経た上で認可を行う。(⑥～⑨)



(2) 目標に定める項目（地方独立行政法人法で定められた項目）

- ・ 中期目標の期間
- ・ 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ・ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ・ 財務内容の改善に関する事項
- ・ その他業務運営に関する重要事項

2 第3期中期目標策定に係る基本方針

(1) 目標の期間

現行の中期目標の期間と同様に、4年間（令和4年4月1日から令和8年3月31日まで）とする。

(2) 基本方針

ア 考え方

- ・ 市立病院機構設立時に策定した第1期中期目標については、地方独立行政法人という新たな経営形態の下、法人運営の基盤づくりに重点を置いたものであった。
- ・ 前回の第2期中期目標は、第1期中期目標の計画の最終年度である平成29年策定時において、機構が第1期中期計画の達成に向け、おおむね順調に業務運営に取り組んでいるという評価であったことから、より一層の質の高い医療の提供に取り組むとともに、将来を見据えた病院運営を行っていけるよう、引き続き、法人として安定した経営のための基盤づくりを着実に進め、持続可能な医療提供体制の確保に取り組むものであった。
- ・ 第3期の中期目標策定に当たっては、市立病院機構設立後7年が経過し、法人運営の基盤づくりは進んでいると考えられるため、その基盤を最大限に活かしつつ、公的医療機関として医療を取り巻く新しい課題に機動的に対応するため、以下の項目を中期目標に追加することとする。

イ 第3期中期目標に追加する項目

① 広域的な医療提供体制の強化に向けた取組

少子高齢化や人口減少、社会経済情勢の急激な変化に備え、広島二次医療圏域内でより質の高い医療提供体制の構築を進めるため、機構自身の拠点性を高めるとともに、同圏域内の関連医療機関との連携強化を図ることによって、広域的な医療提供体制を強化していくこととし、以下の取組を中期目標に追加する。

- ・ 連携等による小児医療機能の強化
- ・ 北部医療センター安佐市民病院を拠点とした医療提供体制の強化
 - 〔 県北西部地域の医療機関に対する人的支援等の拡充、オンライン診療等の体制強化、市北部地域における地域完結型医療提供体制の確立 〕
- ・ 地域連携推進法人制度の活用を含めた医療機関等の更なる連携体制の強化

② 医療的ケア児・者に対する医療提供体制の確保

現在、医療的ケア児・者に対する医療提供体制が十分でないことから、市立病院と民間医療機関等との連携体制を確立するなど、その支援の充実に取り組むことを中期目標に追加する。

③ 第2期中期目標期間中に生じた課題への対応

新型コロナウイルス感染症対策を通して顕在化した医療提供体制に関わる課題のほか、第2期中期目標期間における業績評価により判明した、次の課題への対応に取り組むことを中期目標に追加する。

- ・ 感染症対策の強化
- ・ 病床利用率の向上
- ・ クリニカルパスの利用拡大
- ・ 経常収支の黒字化に向けた経営改善 等

④ 働き方改革関連法への対応

令和6年度から、働き方改革関連法が医師に適用されることに備えて、勤務実態を分析した上で、医師の定数管理や労働時間管理の適正化に取り組むことを中期目標に追加する。

3 今後のスケジュール

評価委員会	市	市立病院機構
●第3回評価委員会 (8月30日) ・中期目標(素案)	○市長説明 ・中期目標(素案)	
●第4回評価委員会 (9月10日) ・中期目標(案)	○市長説明(10月中旬) ・中期目標(案)、中期計画(素案)	中期計画素案作成
●第5回評価委員会 (11月9日) ・中期計画(素案)	 中期目標議案を12月議会へ提出	
●第6回評価委員会 (12月27日) ・中期計画(案)	中期目標の策定	
	○市長説明(1月中旬) ・中期計画(案)	中期計画の認可申請
	 中期計画議案を2月議会へ提出	
	中期計画の認可	

4 中期目標期間終了時における検討及び所要の措置について

(1) 根拠法令

地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長（市長）は、法人の中期目標期間の終了時まで、評価委員会の意見を聴いて、法人の業務を継続させる必要性など、組織や業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされている。

〔参 考〕

○地方独立行政法人法

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならぬ。

(2) 対応案

当該検討及び所要の措置については、第3期中期目標の検討及び策定と密接に関係することから、その検討及び策定をもって、当該検討及び所要の措置に代えることとする。

なお、検討の結果及び措置の内容の公表については、次期目標の策定が完了した段階で、公表に関する文案を作成し、評価委員会へ諮ることとする。